

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画下水道 熊本公共下水道
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第739号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成15年10月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字寺中字馬出5番3の一部、同5番5の一部及び同6番13
289.67平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡益城町大字広崎356番地3
坂田 秀昭

熊本県公告第740号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、平成15年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり実施する。

平成15年10月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
種苗生産事業者に対して、種苗生産流通等に関し、必要な知識を修得させること。
- 2 開催日時等
 - (1) 開催日時
平成15年12月16日 午前10時から
 - (2) 開催場所及びその所在地
熊本県林業研究指導所
熊本市黒髪八丁目222-2
 - (3) 受付時間
午前9時30分から午前9時50分まで
- 3 講習科目及び講習時間
 - (1) 種苗に関する法令 2時間
 - (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
 - (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 4 受講申込方法
所定の受講申込書に、林業種苗生産事業者講習手数料の額（14,000円）に相当する熊本県収入証紙及び写真をはり付け、平成15年11月28日までに熊本県林務水産部森林整備課又は各地域振興局林務課に提出すること。
なお、既に納入した講習手数料は、返還しない。
- 5 その他
 - (1) 前記講習科目の全課程を修了した者には、修了証明書を交付する。
 - (2) 修了証明書を交付された者は、生産事業者の登録を受けることができる。
 - (3) 天災その他の理由により、開催日時、開催場所等を変更することがある。
 - (4) 不明な点は、熊本県林務水産部森林整備課又は各地域振興局林務課に問い合わせること。

熊本県公告第741号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営羊角湾周辺地区（新田工区）土地改良事業（暗渠排水）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し立てられたい。

平成15年10月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営羊角湾周辺地区（新田工区）土地改良事業（暗渠排水）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成15年11月4日から平成15年12月2日
- 3 縦覧場所
牛深市役所